平成２７年（フ）第８５５号
神戸市北区鹿の子台南町４丁目８番13号
債務者　牧村多美子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　浩太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１号
兵庫県姫路市北今宿２丁目４番36号　レオパレス108号
債務者　梅本　綾子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１号
神戸市西区伊川谷町有瀬31番地の１　ファルファーラ伊川谷407号
債務者　濱崎　賀美（旧姓津川・佐藤）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　有美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４３９０号
大阪府摂津市庄屋２丁目３番５―106号
債務者　上松　正彦
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５８号
大阪市鶴見区今津南３丁目１番22号
債務者　菅沼富士男
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８７号
大阪市中央区粉川町２番12号
債務者　伊東　　均
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５１号
大阪府大東市新町４番20号
債務者　猪池　裕司
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９９５号
大阪市西区新町３丁目13番18―1101号
債務者　飛鳥　健二
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２号
大阪市平野区平野元町８番４号
債務者　有吉　勝利
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４号
大阪市平野区平野西４丁目１番11号　メリプルリーフ平野307号
債務者　小川　　久
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５６号
大阪市西成区鶴見橋２丁目８番25号　グリーンハウス　201号
債務者　赤川　忠美
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８０号
大阪府高槻市富田町５丁目21番９号　エイブル富田103号、前住所大阪府高槻市富田町３丁目21番10号　パティオ富田206号
債務者　竹内　勇一
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６２号
さいたま市南区鹿手袋７丁目12番11―203号
債務者　渡邉　悠作
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目10番35号　ハイツ藤201号
債務者　野口　弘志
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１４号
埼玉県志木市下宗岡４丁目24番８号　ポートスクエアⅡ204号
債務者　工藤　　薫（旧姓佐々木・三浦）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
埼玉県幸手市栄２番５―101号
債務者　五島　和子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
さいたま市緑区東浦和２丁目69番地２　エステートピア204号
債務者　嶋田　翔太
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係